

「差別」についての定義（案）

1 「差別」についての定義の考え方

（条例で規定されるべきこと）

- 条例は障害を理由とする差別を解消するために制定・施行するものである。
- 解消すべきは、障害者に対する障害を理由とした差別である。

（条例における障害者の考え方）

- ここでいう障害者は、障害者手帳所持者に限定するのではなく、現に社会的障壁の除去が必要な、障害者基本法、障害者差別解消法に規定される障害者とするべきである。

（条例における差別の考え方）

- 解消すべき差別については、差別事例検討部会において収集事例の分析を行い、以下の3つに分類し、検討を行ったところである。
 - ・ 偏見や誤解などに起因する障害を理由とした拒否，制限，条件付与など
 - ・ 障害特性に関する無知などに起因する障害者に対し必要な配慮が不十分であることなど
 - ・ 障害を理由とするというよりは一般的ないわゆる不快な対応
- 条例における差別は、障害を理由とする拒否など、なされた「行為」で判断すべきである。
- ただし、背景に障害者に対する偏見や誤解があることによりサービス等の提供に積極的ではないということも推測されることから、啓発を行うなどの改善策については検討していく。

（差別の定義の必要性）

- 条例により差別解消を進めていくためには、差別とはなにか定義し、市民全体で共有することが必要である。

（「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」）

- 条例には差別事例検討部会での検討を踏まえ、差別にあたる行為として「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」を規定する。
- 「不当な差別的取り扱い」は禁止されるべき差別であり、より多くの人に周知されることが必要であると考えられることから、障害者差別解消法よりわかりやすく規定することが望まれる。例えば障害者が社会生活を送る上での様々な場面や分野毎に規定するなどである。
- 一方、「合理的配慮の不提供」は、提供される側の障害者と提供する側の事業者それぞれの状況を踏まえる必要があることから、一義的な規定は難しいが、障害者差別解消法等を参考に規定していくこととする。

2 「差別」についての定義(案)

(1) 差別に当たる行為

① 不当な差別的取り扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること。

② 合理的配慮の不提供

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置を提供しないこと。

(2) 条例の対象とする障害者

対象とする障害者については、障害者基本法及び障害者差別解消法で規定する障害者、すなわち身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものである。

3 議論していただきたい事項

(1) 「不当な差別的取り扱い」に該当する行為については、「不均等待遇」や「不利益取扱い」と位置付けるべきとの意見もあるが、どのように考えればよいか。

(2) 差別に該当する行為の規定は、最初に「原則」を記載すべきであり、「不当な差別的取り扱い」における「正当な理由がある場合」や「合理的配慮の不提供」における「負担が過重でない場合」などの除外規定に関する部分は、「ただし書き」にすべきという意見もあるが、どのように考えればよいか。